

## 野村地域包括支援センター（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント） 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人早川福祉会が開設する野村地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師または看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 センターが提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援するものとする。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、出来る限り要介護にならないように利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に適切なサービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して支援するものとする。
- 4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 5 事業の運営に当たっては、高岡市及び関係市町村、他の地域包括支援センター（法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### （センターの名称及び所在地）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 野村地域包括支援センター
- (2) 所在地 富山県高岡市野村9 2 1-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 このセンターにおける職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師または看護師 1人

主任介護支援専門員 1人

社会福祉士 3人

担当職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

2 職員の資質向上のために初任時および定期研修を確保する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとし、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 休日 ①日曜日

②年末年始（12月31日から1月3日まで。ただし、暦の状況により変更することがある。）

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント利用に当たっての留意事項)

第6条 センターは利用者に介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する

際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び市が定める額とする。

2 提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。

3 利用者の相談を受ける場所は第4条に規定するセンター内又は自宅とする。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

4 サービス担当者会議について

- (1) 開催場所は第4条に規定するセンター内、サービス事業所内、介護保険施設内、医療機関内または自宅とする。
- (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。介護予防ケアマネジメントにおいては、ケアマネジメント類型により必要な場合、開催する。
- (3) 担当職員による居宅訪問頻度等  
介護予防支援の居宅訪問頻度の目安を以下に示し、介護予防ケアマネジメントの類型により、モニタリング・評価の実施を行う。
  - ①提供開始月
  - ②提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - ③サービスの評価期間が終了する月
  - ④利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
  - ⑤モニタリングの結果記録は少なくとも1月に1回実施する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は 高岡市野村地区とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第9条 事業所は毎月、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメントAのみ）において、富山県国民健康保険団体連合会に対し、介護予防支援事業給付費、介護予防ケアマネジメント費、その介護予防給付管理に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第10条 管理者並びに職員は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

(苦情処理)

第11条 提供した介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 センターは、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡し必要な措置を講ずるとともに、市町村に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 センターは虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。
- ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- ③ 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的に行うものとする。
- ④ センターは、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調整等に協力するよう努める。

(非常災害時の対応)

第14条 センターは、法人の業務事業継続計画にのっとり、災害、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害という」が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、業務が停止することにより利用者を含めた市民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼすことのないように業務を継続し、非常災害の際も適切な業務の執行を図ることができるように努める。

附則

この運営規程は令和6年4月1日から施行する。